

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】               | 関東財務局長  |
| 【提出日】               | 平成26年7月31日  |
| 【会社名】               | 第一生命保険株式会社  |
| 【英訳名】               | The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited          |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 渡邊 光一郎  |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号                                    |
| 【電話番号】              | 03-3216-1211(代)                                       |
| 【事務連絡者氏名】           | 執行役員グループ経営戦略ユニット長兼経営企画部長<br>稲垣 精二                     |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号                                    |
| 【電話番号】              | 03-3216-1211(代)                                       |
| 【事務連絡者氏名】           | 経営企画部IR室長 西村 賢治                                       |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 17,327,280,000円<br>(注)募集金額は、発行価額の総額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)                      |

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2014年7月3日付で提出した有価証券届出書並びに2014年7月15日及び2014年7月24日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2014年7月31日付で臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第112期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月24日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年7月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月25日に関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年7月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月3日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年7月15日及び平成26年7月24日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第112期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） 平成26年6月24日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年7月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月25日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年7月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月3日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月31日に関東財務局長に提出

5 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年7月15日及び平成26年7月24日に関東財務局長に提出